

農地法第3条の規定による許可申請に必要な書類

申請に必要な書類一式				
必要書類	部数	添付書類の申請・取得	申請者 チェック	事務局 チェック
農地法第3条の規定による許可申請書	3部	農業委員会		
農地法第3条の規定による許可申請書（別添）	1部	農業委員会		
譲受人の営農計画書	1部	農業委員会		
確約書	1部	農業委員会		
土地登記簿謄本（登記事項全部証明書） 公図	各1部	法務局（発行3か月以内）		
土地売買契約書（コピー） 土地贈与証明書 農地賃貸借契約書（コピー） 農地使用貸借契約書（コピー） 農地交換契約書（コピー）	1部	申請者にて準備 もしくは ひな形事務局あり		
印鑑証明書（実印押印の場合）	1部	市町村住民登録担当課		
本人確認書類（申請者窓口申請の場合）		申請者にて準備		

その他必要に応じて必要な書類				
必要書類と必要な場合	部数	添付書類の申請・取得	申請者 チェック	事務局 チェック
住民票抄本 譲受人が南城市外住所の場合	1部	市町村住民登録担当課		
住民票抄本 戸籍附票 譲渡人の現住所が登記簿 記載の住所と異なる場合	1部	市町村住民登録担当課		
法人登記簿謄本 定款の写し 譲受人が法人の場合	1部	各法人		
耕作証明 譲受人が南城市外住所の場合	1部	住所地の農業委員会		
農地法第3条許可申 請書（別添）Ⅱ 法人の貸借の場合	1部	農業委員会		
農地所有適格法人と しての事業等の状況 法人の所有権取得の場合	1部	農業委員会		
委任状 申請人以外の代理申請の 場合	1部	農業委員会窓口 *独自の様式でも可		

※申請内容により確認のための資料を上記以外に別途要求する事があります。

※申請締め切り日は 毎月10日（土日祝日等の閉庁日にあつては翌開庁日）になります。

※書類の内容に不備がある、不足がある等の場合は申請受付できませんのでご注意ください。

※申請地に既に貸借権等の権利が設定されている場合は解約等で権利を解除してから申請して下さい。

お問い合わせ先 南城市農業委員会事務局 TEL：098-917-5359（直通）